

<p>关于完善跨境电子商务零售进口 税收政策的通知 财关税〔2018〕49号</p>	<p>クロスボーダー電子商取引小売輸入 税収政策の完備に関する通知 財関税[2018]49号</p>
<p>各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅(局), 新疆生产建设兵团财政局, 海关总署广东分署、各直属海关, 国家税务总局各省、自治区、直辖市、计划单列市税务局, 国家税务总局驻各地特派员办事处:</p> <p>为促进跨境电子商务零售进口行业的健康发展, 营造公平竞争的市场环境, 现将完善跨境电子商务零售进口税收政策有关事项通知如下:</p> <p>一、将跨境电子商务零售进口商品的单次交易限值由人民币 2000 元提高至 5000 元, 年度交易限值由人民币 20000 元提高至 26000 元。</p> <p>二、完税价格超过 5000 元单次交易限值但低于 26000 元年度交易限值, 且订单下仅一件商品时, 可以自跨境电商零售渠道进口, 按照货物税率全额征收关税和进口环节增值税、消费税, 交易额计入年度交易总额, 但年度交易总额超过年度交易限值的, 应按一般贸易管理。</p> <p>三、已经购买的电商进口商品属于消费者个人使用的最终商品, 不得进入国内市场再次销售; 原则上不允许网购保税进口商品在海关特殊监管区域外开展“网购保税+线下自提”模式。</p> <p>四、其他事项请继续按照《财政部 海关总署 税务总局关于跨境电子商务零售进口税收政策的通知》(财关税〔2016〕18号) 有关规定执行。</p> <p>五、为适应跨境电商发展, 财政部会同有关部门对《跨境电子商务零售进口商品清单》进行了调整, 将另行公布。</p>	<p>各省・自治区・直辖市・計画単列市の財政庁(局)、新疆生産建設兵団財政局、税関総署広東分署・各直属税関、国家税務総局の各省・自治区・直辖市・計画単列市税務局、国家税務総局駐在の各地特派員弁事処:</p> <p>クロスボーダー電子商取引小売輸入業界の健全な発展を促進し、公平競争の市場環境を構築するため、ここにクロスボーダー電子商取引小売輸入税収政策完備の関連事項について以下の通り通知する:</p> <p>一、クロスボーダー電子商取引小売輸入商品の一回あたりの取引限度額を人民元 2,000 元から 5,000 元に引き上げ、年度取引限度額を人民元 20,000 元から 26,000 元に引き上げる。</p> <p>二、課税価格が 5,000 元の一回あたりの取引限度額は超過するが 26,000 元の年度取引限度額を下回り、かつ注文が一商品の場合、クロスボーダー電子商取引小売チャネルより輸入することができるが、貨物の税率に基づき関税および輸入環節増値税・消費税を全額徴収し、取引額は年度取引総額に計上する。ただし、年度取引総額が年度取引限度額を超過する場合、一般貿易として管理しなければならない。</p> <p>三、購入済の電子商取引輸入商品が消費者個人の使用する最終商品である場合、国内市場に参入させて再販売してはならない; 原則、保税輸入商品のオンライン購入は、税関特殊監督管理区域以外における「オンライン購入での保税+オフライン引き取り」モデルの実施を許可しない。</p> <p>四、その他の事項は、《财政部 税関総署 税務総局: クロスボーダー電子商取引小売輸入税収政策に関する通知》(財関税[2016]18号) の関連規定に基づき執行されたい。</p> <p>五、クロスボーダー電子商取引の発展に対応するため、財政部は関連部門と共同で《クロスボーダー電子商取引小売輸入商品</p>

<p>本通知自 2019 年 1 月 1 日起执行。</p> <p>特此通知。</p> <p>财政部 海关总署 税务总局 2018 年 11 月 29 日</p>	<p>リスト》に対して調整を行ったため、別途 公布する。</p> <p>本通知は 2019 年 1 月 1 日より執行する。</p> <p>特にここに通知する。</p> <p>财政部 税関総署 税務総局 2018 年 11 月 29 日</p>
---	--